



戸籍、住民票、マイナンバーカードなど

戸籍、住民票など

戸籍

戸籍は親子、夫婦など個人の身分関係を公証するもので、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子が記載されています。この戸籍のある場所を本籍といいます。

戸籍

住民票、マイナンバーカードなど

●戸籍の届出

問合先 戸籍住民課 ☎ 5744-1183

各特別出張所(→27~29P)

届出用紙は、戸籍住民窓口か各特別出張所にあります。添付書類などの詳細については、届出をする区市町村にお問い合わせください。

届出の種類・期間	届出先	届出に必要なものなど	届出人
出生届 生まれた日を含めて14日以内	①父、母の本籍地 ②届出人の所在地 ③出生地	届書(大田区は1通) 出生証明書(医師または助産師に証明してもらう)	父または母 (その他の場合はご相談ください)
婚姻届 届けた日から法律上の効力が生ずる	①夫になる方または妻になる方の本籍地 ②夫になる方または妻になる方の所在地	届書(大田区は1通) 窓口に来る方の身分証明書(運転免許証、パスポート等)	夫になる方、妻になる方 ※成年の証人2人が必要
協議離婚届 届けた日から法律上の効力が生ずる(裁判離婚の場合はご相談ください)	①夫婦の本籍地 ②夫婦の所在地	届書(大田区は1通) 窓口に来る方の身分証明書(運転免許証、パスポート等)	夫、妻 ※成年の証人2人が必要
離婚の際の氏を称する届 離婚の日から3か月以内	①届出人の本籍地 ②届出人の所在地	届書(大田区は1通)	離婚によって復氏した者
死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡地	届書(大田区は1通) 死亡診断書(医師が証明したもの)	死亡者の親族、同居者 (その他の場合はご相談ください)
死亡届を受け付けたときに埋火葬許可証を交付します。			
転籍届	①届出人の本籍地 ②新しい本籍地 ③届出人の所在地	届書(大田区は1通)	筆頭者、配偶者

※届出人が記載した届書を代理の方が窓口にお持ちいただいても構いません。

※この他、「認知届」「養子縁組届」「養子離縁届」「氏・名の変更届」「入籍届」「分籍届」「死産届」などについては、お問い合わせください。

※外国籍の方を当事者とする届出は、手続きが一部異なりますのでご相談ください。

※「届出先」のうちの「所在地」には、住所地のほか、一時滞在地を含みます。

●戸籍の証明

問合先 戸籍住民課 ☎ 5744-1185 各特別出張所(➡ 27~29P)

	証明の種類	内容	手数料	請求者
1	戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)	戸籍記載者全員(一部)の写し	1通 450円	戸籍に記載されている本人かその家族(父母、子、孫、祖父母)。それ以外の方が請求する場合はお問い合わせください。
2	除籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)	除籍記載者全員(一部)の写し	1通 750円	戸籍に記載されている本人かその家族(父母、子、孫、祖父母)。それ以外の方が請求する場合はお問い合わせください。
3	改製原戸籍謄(抄)本	改製前の戸籍の全員(一部)の写し	1通 750円	戸籍に記載されている本人かその家族(父母、子、孫、祖父母)。それ以外の方が請求する場合はお問い合わせください。
4	戸籍届出書の受理証明書	戸籍が受理されたことの証明	1通 350円	届出人
5	身分証明書	破産、禁治産・準禁治産の宣告、破産手続の開始決定及び成年後見の登記の通知を受けていないことの証明	1通 300円	本人 ※本人以外の場合は承諾書か委任状が必要

※1、2、3、5の証明は、本籍地の役所で発行しています。本籍地が大田区以外の方は、本籍地の区市町村へお問い合わせください。

※4の証明は届出を受理した役所で発行しています。受理地が大田区以外の場合は、受理先の市区町村へお問い合わせください。

※請求の際には、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

※取扱窓口は55・56ページ、郵送での請求は51ページ、コンビニ交付は55ページをご覧ください。

●広域交付戸籍証明書等

大田区以外の本籍地の方の、本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)、直系卑属(子、孫等)の戸籍の証明書等を発行することができます。それ以外の方は請求できません。

証明の種類	手数料	申請場所
戸籍全部事項証明書(謄本) ※抄本は発行できません	1通 450円	戸籍住民課窓口のみ ※特別出張所では発行できません
除籍全部事項証明書(謄本) ※抄本は発行できません	1通 750円	戸籍住民課窓口のみ ※特別出張所では発行できません
改製原戸籍謄本 ※抄本は発行できません	1通 750円	戸籍住民課窓口のみ ※特別出張所では発行できません

※交付まで日数をいただく場合があります。

※郵送や代理人による請求はできません。

※窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。

※コンピューター化されていない戸籍証明書は請求できません。



戸籍、住民票、マイナンバーカードなど

住民票(住民基本台帳)

問合先 戸籍住民課 ☎ 5744-1185
各特別出張所(➡ 27~29P)

お子さんの予防接種、小学校への入学、選挙、国民健康保険や国民年金への加入などは、住民基本台帳に記録されることが必要です。

●住民票関係の届出

住所の異動や世帯の内容が変わったときなどは、すみやかに届け出してください。

転出届はマイナポータルを利用して提出することができます。

届出の種類・期間	ケース	届出に必要なものなど	届出人
転入届 引っ越ししてから14日以内	区外から大田区に住所を移した	前住所の区市町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードを利用して転出届をした場合は不要)、お持ちであればマイナンバーカード	
転出届(※3) 引っ越しの14日前から	区外へ住所を移す		
転居届(※3) 引っ越ししてから14日以内	区内で住所を移した		
世帯変更届 変更があつてから14日以内	世帯主が変わった 世帯を別にした 世帯を一緒にした	国民健康保険証、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの場合は返却してください。転出・転居届の場合は、お持ちであればマイナンバーカード	本人または世帯主(※1・2)
法30条46転入(※4)	国外から日本に上陸(新規入国・再入国)した	在留カード等 パスポート	
法30条47届出(※4)	住基対象外の方が新たに中長期在留者となった	在留カード パスポート	

※1)届出の際には、届出人の方が本人と確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど)をお持ちください。

※2)代理人による届出もできます。「委任状」と代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど)をお持ちください。

※3)パソコン・スマートフォンから転出・転居届の窓口予約ができます。詳細は、56ページをご覧ください。

※4)外国人住民の方のみの届出です。

※外国人住民(中長期在留者、特別永住者)の方も届出が必要です。届出の際は在留カードまたは特別永住者証明書をあわせてお持ちください。また、世帯主でない外国人住民の方が転入届等を提出する場合は、外国人世帯主との統柄を証する書類と訳文をお持ちください。

●住民票の写し

就職、登記、運転免許証の申請などに使用する、住所に関する証明です。

申請時に必要なもの	手数料	申請場所
申請人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど)	1通300円	戸籍住民窓口 各特別出張所

※代理人による申請もできます。「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。

※外国人住民(中長期在留者、特別永住者)の方にも住民票を発行します。

※取扱窓口は55・56ページ、郵送での請求は51ページ、コンビニ交付は55ページをご覧ください。

※パソコン・スマートフォンから住民票の写し等交付申請書が作成できます。詳細は56ページをご覧ください。

●広域交付住民票

住所地以外の区市町村が発行する住民票の写しのことで、本人及び同じ世帯の方の広域交付住民票を取ることができます。

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口	備 考
申請本人のマイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	各区市町村により異なる (大田区は1通300円)	戸籍住民窓口、各特別出張所 ※月～金曜(休日、12月29日～1月3日除く) 午前9時～午後5時	戸籍(本籍、筆頭者)、転出者などの消除者、転居(区内の住所変更)事項は記載されません。





郵送による請求

問合先 戸籍住民課郵送担当
戸籍関係 ☎5744-1233
住民票関係 ☎5744-1676

▽請求先 〒144-8621 蒲田5-13-14
 大田区役所戸籍住民課郵送担当

▽請求方法 請求者の住所、氏名、連絡先電話番号のほか、次の必要事項を明記のうえ、手数料(定額小為替か現金書留)と返信料(郵便切手)、返信用封筒、本人確認書類の写しを同封してください。手数料についてはクレジットカードがご利用できます。詳細はお問い合わせください。返信先は住民登録地になります。本人以外の方が請求するときは、お問い合わせください。

請求するもの	必要事項
戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	①本籍 ②筆頭者(戸籍のいちばん初めに記載されている方) ③全部・個人の別(個人の場合は必要な方の名前) ④通数 ⑤使いみち ⑥本人・送付先確認書類(運転免許証・保険証など)の写しを添付
住民票	①住所 ②世帯主 ③世帯全員または一部(必要な方の名前)の別 ④本籍・続柄記載の有無 ⑤通数 ⑥使いみち ⑦本人・送付先確認書類(運転免許証、保険証など)の写しを添付

印鑑登録

問合先 戸籍住民課 ☎5744-1185

大田区で印鑑登録ができる方は、大田区に住民票のある方(外国人住民の中長期在留者、特別永住者の方を含む)です。ただし、15歳未満の方と成年被後見人(※)

は登録できません。登録は1人1個に限ります。印鑑登録証を紛失した場合は、「印鑑登録証亡失届」を提出し、改めて印鑑の登録が必要です。

※成年後見人が同行した場合は、登録することができます。

●印鑑登録の手続き

手続きする人	登録する印鑑のほかに必要なもの	登録日	申請窓口	備考
本人	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証又は身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスの割印のあるもの(有効期限内のマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ②外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書 ③区内で印鑑登録している方の保証書(印鑑登録申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など)	即日 (申請日)	戸籍住民窓口、各特別出張所	登録する印鑑には、大きさや印刻文字等に制限があります。 登録した方には、印鑑登録証をお渡します。
本人	上記①②③のいずれの書類もない場合は、本人あてに郵便で回答書を送付します。	回答書持参の日		手数料100円
代理人	委任状 ※本人あてに郵便で回答書を送付します。			

●印鑑登録証明書

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口
印鑑登録証	300円	戸籍住民窓口、特別出張所

※代理人による申請もできます。

※取扱窓口は55・56ページ、コンビニ交付は55ページをご覧ください。

※パソコン・スマートフォンから印鑑登録証明書の交付申請書が作成できます。詳細は、56ページをご覧ください。

特別永住者証明書

問合先 戸籍住民課 ☎ 5744-1185

日本に在留する外国人住民の方のうち、特別永住者の子の特別永住許可申請、特別永住者証明書の更新、

再交付申請等は、大田区役所戸籍住民窓口で申請を受付します。

●特別永住許可申請

申請の種類	申請期間	必要書類
子どもが生まれた時 (特別永住許可申請)	出生の日から60日以内	出生届記載事項証明書または出生届受理証明書、父または母の特別永住者証明書(または本人確認書類+住民票)、子の住民票の写し、子の旅券(ない場合は不要)
日本国籍を離脱した時 (特別永住許可申請)	日本国籍を離脱した日から60日以内	除籍謄本等日本国籍を離脱または喪失の事由を証するもの、父または母の特別永住者証明書(または本人確認書類+住民票)、日本国籍を離脱した方の住民票の写し、写真(縦4cm×横3cm 6か月以内に撮影したもの 無帽無背景 16歳未満は不要)、日本国籍を離脱した方の旅券(ない場合は不要)

※いずれも、父または母が特別永住者でなければ申請不可

●特別永住者証明書更新の申請

申請の種類	申請期間		必要書類
証明書の更新	16歳未満	16歳の誕生日の6か月前から	特別永住者証明書、パスポート(ない場合は不要)、写真(縦4cm×横3cm 6か月以内に撮影したもの無帽、無背景)
	16歳以上	有効期間満了日の2か月前から	

※外国人登録法が廃止され、特別永住者の方は、外国人登録証明書を特別永住者証明書に切り替える必要があります。下表の有効期間の満了日までに、お住まいの市区町村の窓口(大田区に住民登録のある方は、大田区役所戸籍住民窓口)で特別永住者証明書交付申請等を行ってください。

【外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間】

対象者	有効期間の満了日
16歳未満のみ	16歳の誕生日



マイナンバーカード

マイナンバーカード

問合先 戸籍住民課 ☎5744-1185

●マイナンバーカード

マイナンバーカードは顔写真つきのカードで、以下のいずれかの方法で申請することができます。

【マイナンバーカードの申請方法】

窓口(申請補助) 本庁舎1階 大田区マイナンバーカードセンター	(1) コールセンター(☎0570-03-3370)または、区ホームページで予約してください。 (2) 予約日時に本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を持参しよ越しください。 (3) 顔写真を撮影させていただき、申請を補助します。(無料)
窓口(特急発行)(※1) 本庁舎1階 大田区マイナンバーカードセンター	(1) 本人確認書類(顔写真付き1点以上)を持参しよ越しください。 (2) 顔写真を撮影させていただきます。(手数料を徴収する場合があります。)
インターネット	(1) 顔写真の画像を端末に保存してください。 (2) 交付申請書下部の二次元バーコードを読み取り、メールアドレスを登録してください。 (3) 登録したメールアドレスに送信されるメールに記載されたURLにアクセスし、申請フォームに顔画像を添付して送信してください。
郵便	(1) 交付申請書に写真(パスポート用サイズ)を貼付し署名してください。 (2) 〒219-8732 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センターへ送付してください。
街中の証明用写真機	(1) 証明用写真機で交付申請書下部の二次元バーコードを読み取ってください。

※ 交付申請書を失くした場合は、戸籍住民課、大田区マイナンバーカードセンター、または特別出張所に本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)を持参しての手続きが必要です。

※1 特定の事由(紛失や国外転入等)の方に限ります。詳しくは戸籍住民課(☎5744-1185)にお問い合わせください。

マイナンバーカードの交付準備が整い次第、区から本人宛に交付通知書を送付します。交付通知書に同封のご案内にそって受取場所及び日時をご予約の上、必要書類を持参してお受け取りください。マイナンバーカードの申請から受取までは1か月半から2か月程度かかります。

●個人番号通知書

出生・国外転入等によりマイナンバーが新規付番となつた方には、届出をした日から3週間程度で個人番号通知書が発送されます。



戸籍、住民票、マイナンバーカードなど

マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目(未成年者は5回目)の誕生日までです。※1

有効期限の約3か月前に更新のご案内が届きます。

※1 令和4年3月31以前に20歳未満で交付申請をされた場合は5回目の誕生日まで。

●その他のマイナンバーカードの手続き

届出	手続に必要なもの	申請窓口	備考
紛失 (一時停止)	右記に連絡	マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178)	自宅以外で紛失した場合は、警察へ遺失物届をお願いします。
発見 (一時停止解除)	発見したマイナンバーカード	戸籍住民課又は大田区マイナンバーカードセンター	
再交付	本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)	戸籍住民課、大田区マイナンバーカードセンター 又は各特別出張所	新しいマイナンバーカードの交付時に再交付手数料1000円を頂きます。
暗証番号の再設定、ロック解除※	マイナンバーカード	戸籍住民課又は大田区マイナンバーカードセンター 又は各特別出張所	原則手続きできるのはご本人のみです。
有効期限の変更 (外国人住民)	マイナンバーカードと新しい在留カード	戸籍住民課又は大田区マイナンバーカードセンター	マイナンバーカードの有効期限までにお越しください。

※利用者証明用電子証明書は3回連続、署名用電子証明書は5回連続で暗証番号の入力を誤った場合ロックがかかります。

●通知カード

通知カードは、令和2年5月25日付で廃止となったため、通知カードの再交付や住所変更等の記載はできなくなりました。

急ぎでマイナンバーを知りたい場合は、マイナンバー入りの住民票の写しを取得してください。

●住民基本台帳カード

住民基本台帳カードの交付は平成27年12月で終了しました。住民基本台帳カード(顔写真付きに限る)は有効期限までは本人確認の公的証明として利用できます。マイナンバーカード受取時に住民基本台帳カードは返納が必要です。

●公的個人認証サービス

インターネットを使って行政機関等へ電子申請をする際に本人確認の手段となる電子証明書を提供するものです。マイナンバーカードには電子証明書が標準搭載されています。電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日までです。有効期限の約3か月前から更新のご案内が届きます。

電子証明書の手続き

届出	手續に必要なもの	申請窓口	備考
新規発行・更新 (※1)	マイナンバーカード	戸籍住民課・大田区マイナンバーカードセンター 又は各特別出張所	原則手続きできるのはご本人のみです。
暗証番号の再設定、 ロック解除(※2)			

※1 更新は有効期限の3か月前の翌日から可能になります。

※2 利用者証明用電子証明書は3回連続、署名用電子証明書は5回連続で暗証番号の入力を誤った場合、ロックがかかります。

●マイナポータルからの転出届

マイナンバーカードを使用して、マイナポータルから転出届を提出することができます。

マイナポータルの「申請状況」が「完了」となっていることを確認してから、新住所地で転入の手続きをしてください。

準備するもの 電子証明書が有効なマイナンバーカード／マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン、PC)／連絡先電話番号／新しい住所

●マイナンバーカードによる証明書の交付

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等などで住民票の写しなどの証明書の取得が可能です。利用する場合はマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。

※システムメンテナンス日は利用できません。

交付場所

コンビニエンスストア等
全国のセブン-イレブン、ローソン(ローソンストア100を除く)、ファミリーマート、ミニストップ等の他機能端末機を設置している店舗
マイナンバーカード対応証明書交付機 ※1
大田区役所本庁舎1階 各特別出張所(蒲田西特別出張所を除く)
※1 12月29日～1月3日は利用できません。

交付出来る証明書

交付出来る証明書	発行可能時間
証明書1通につき250円	
(1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書 ※1 (3) 住民税証明書 ※2 ① 課税(非課税)証明書 ② 納税証明書	コンビニエンスストア等 午前6時30分から午後11時まで 大田区役所本庁舎1階 ※3 平日 月・木曜 午前8時30分から午後7時まで 平日 火・水・金曜 午前8時30分から午後5時まで 日曜 午前9時から午後5時まで 各特別出張所(蒲田西特別出張所を除く) ※3 平日 午前8時30分から午後5時まで
証明書1通につき400円	
(1) 戸籍証明書 ① 全部事項証明書 ② 個人事項証明書	コンビニエンスストア等 ※4 大田区役所本庁舎1階 ※5 各特別出張所(蒲田西特別出張所を除く) ※5 いずれも平日 午前9時から午後5時まで

※1 印鑑登録証明書を取得するためには事前に大田区窓口で印鑑登録を行う必要があります。

※2 今年度・前年度・前々年度の直近3年分が取得可能です。詳しくは課税課(☎ 5744-1192)にお問い合わせください。

※3 大田区に住所のある方のみ利用可能です。

※4 コンビニエンスストア等で取得する場合、大田区に本籍がある方は利用可能です。本籍が大田区以外にある方の利用については、本籍地の自治体にお問い合わせください。

※5 交付機で発行できるのは、大田区に住所及び本籍がある方のみです。

取り扱い窓口

●戸籍住民窓口(本庁舎1階)

問合先 戸籍住民課

(戸籍の届出) ☎ 5744-1183

(証明書) ☎ 5744-1185

△通常の受付時間 月～金曜(休日、12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時

△夜間・日曜の受付時間

①月・木曜(休日・12月29日～1月3日を除く)
午後5時～7時

②日曜(12月29日～1月3日を除く)
午前9時～午後5時

●夜間、休日受付(本庁舎1階宿直室)

戸籍に関する届出をお預かりします。

△受付時間 戸籍住民窓口が取り扱っていない時間帯

●特別出張所 (→27～29P)

△受付時間 月～金曜

(休日、12月29日～1月3日を除く)

午前8時30分～午後5時

●取扱窓口一覧 (→56P)

取扱窓口一覧

内容	取扱窓口など						料金	
	戸籍住民窓口			本庁舎宿直室受付	特別出張所	郵送		
	通常	夜間(月・木)	日曜					
届出など	戸籍の届出 出生届、婚姻届、離婚届、離婚の際の氏を称する届、死亡届(埋火葬許可証の交付)、転籍届など*1	○	* 2○	* 2○	* 2○	○		
	住民票の届出 転入届、*3転出届、転居届 世帯変更届など	○	* 4○	* 4○		○		
	印鑑登録	○	* 5○	* 5○		○	100円	
	住居表示の届出(新築届)*11	○				○		
	特別永住者証明書交付申請など	○						
	外国人住民の住居地届出	○			○			
証明書など	マイナンバーカードの手続き*9	○	* 10○	* 10○		* 8○		
	戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	○	* 6○	* 6○		○	450円	
	除籍謄(抄)本	○				○	750円	
	改製原戸籍謄(抄)本	○				○	750円	
	戸籍届書の受理証明	○				○	350円	
	身分証明書	○	○	○		○	300円	
	戸籍の附票の写し	○	* 6○	* 6○		○	300円	
	住民票の写し	○	* 7○	* 7○		○	300円	
	住民票記載事項証明	○	* 7○	* 7○		○	300円	
	不在籍・不現住証明書	○				○	300円	
	印鑑登録証明書	○	○	○		○	300円	
	課税(非課税)証明書、 納税証明書	○	○	○		○	300円	
	転出証明書	○				○	○	

*1 この他に、認知、養子縁組、養子離縁、氏・名の変更、入籍、分籍、死産などの届出があります。

*2 届書のお預かりのみです。翌開庁日以降に届出内容の審査等を行います。届出が反映された証明(戸籍謄本・住民票等)の取得をお急ぎの場合は、翌開庁日以降にお問い合わせください。

*3 転出届については、郵送でも取扱います。

*4 届出のお預かりのみです。マイナンバーカードの住所変更は、翌開庁日以降の取扱いになります。世帯変更届は日本国籍の方の届出のお預かりのみです。

*5 申請書のお預かりのみです。

*6 本人、同一戸籍の方からの請求のみ取扱います。広域交付は取扱いません。

*7 本人、同一世帯員からの請求のみ取扱います。

*8 マイナンバーカードの交付は、月～金曜、区内17特別出張所(蒲田西以外)で実施。(予約制)

*9 マイナンバーカードの手続きは大田区マイナンバーカードセンターでも取扱います。(P27)

*10 交付業務のみ行います。(予約制)

*11 電子申請でも取扱います。

●パソコン・スマートフォンから住民票の写し等の交付申請書の作成

区ホームページから、住民票の写し、印鑑登録証明書、転出届、転居届の申請書等をあらかじめ作成できます。作成した申請書等情報は二次元コード化されます。

二次元コードを戸籍住民窓口に提示することにより、申請ができます。特別出張所では取り扱っておりません。

●パソコン・スマートフォンから転出届・転居届の窓口予約

区ホームページから転出、転居届の手続きで戸籍住民窓口に来庁する日時を予約できます。予約完了後に受付番号が送信されますので、戸籍住民窓口で受付番号を提示してください。転出予約は2週間先まで予約可能です。転居届はお引越完了後の日時で予約可能です。特別出張所では取り扱っておりません。

※転出届・転居届は、区ホームページから作成することができます。





身内にご不幸があったら

死亡届、火葬許可証

48ページをご覧ください。

斎場

●平和の森会館

所在地 平和の森公園2-3 ☎ 3766-4250

葬儀(通夜・告別式)のできる区立の葬祭用施設です。

△休館日 1月1日～2日(他に臨時休館日有)

施設内容	規模	利用料金(円)			
		午前	午後	夜間	終夜
1階 葬儀兼通夜室用集会室(2)	各70m ²	3,400円	2,900円	7,400円	5,700円
2階 葬儀兼通夜室用集会室(2)	各32m ²	1,600円	1,320円	3,500円	2,700円
1階 通夜控室用和室(1)	11畳	1,360円	1,140円	3,000円	2,300円
2階 通夜控室用和室(1)	6畳	900円	760円	2,000円	1,500円

※区外の方の場合は、利用料金は約3割増しになります。

※施設名の()内は、室数です。

●臨海斎場

所在地 東海1-3-1 ☎ 5755-2833

△休館日 1月1日～3日(他に臨時休館日有)

港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区が共同で設置し、葬儀式場4室、火葬炉10基を有する公営斎場です。

葬祭費用など

●区民葬儀券

問合先 地域力推進課地域力推進担当

☎ 5744-1222

区民葬儀は、葬祭業者の協力により、葬儀費用の一部(祭壇料金・靈きゆう車運送料・火葬料・遺骨収納容器料)について、取り扱い業者が設定する料金で利用できるものです。

利用ご希望の方は、本庁舎戸籍住民課の窓口または特別出張所で死亡届を出される際にお申し出ください。

●葬祭費の支給

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者が死亡した場合には葬儀を行った方に対して葬祭費が支給されます。

(➡ 61P、69P)

※大田区の国民健康保険に加入の方は区ホームページより申請書をダウンロードできます。



各種手帳や医療証、手当などを受けている方が亡くなったときは

それぞれの手続きや窓口など、詳しくは手帳や医療証などに記載されているそれぞれの係までお問い合わせ

ください。主なものは次のとおりです。

制度名など	問合先
印鑑登録証(カード)、マイナンバーカードについて	戸籍住民窓口・各特別出張所(➡ 27～29P)
国保の葬祭費の支給について	国保年金課国保給付係 ☎ 5744-1211
国民年金などについて	日本年金機構大田年金事務所 ☎ 3733-4141
介護保険被保険者証について	介護保険課 ☎ 5744-1491
子どもの医療費助成(乳、子、青医療証)や児童手当について	子育ち支援課子育ち支援担当(子ども医療) ☎ 5744-1275
ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)や児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について	子育ち支援課子育ち支援担当(児童育成) ☎ 5744-1274
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障がいについて	それぞれの相談窓口(➡ 88P)
後期高齢者医療の葬祭費の支給について	国保年金課後期高齢者医療給付担当 ☎ 5744-1254